【表紙】

【提出書類】有価証券報告書【提出先】関東財務局長【提出日】2022年3月25日

【計算期間】 第8期(自 2021年6月26日 至 2021年12月27日)

【ファンド名】 GSビッグデータ・ストラテジー(外国株式)

【発行者名】 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 金山 悦子(旧姓 小林)

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

【事務連絡者氏名】 法務部 山﨑 誠吾

【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

【電話番号】 03 - 6437 - 6000

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、「コクサイ計量株式マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、主として日本を除く先進国の株式に投資し、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国 内	株 式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債 券	MRF	特殊型
	内 外	不動産投信	ETF	
		その他資産		
		()		
		資産複合		

(注)本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 海外・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル(日	ファミリー	あり()	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	本を除く)	ファンド	なし	TOPIX	条件付運用型
大型株	年4回	日本	ファンド・		その他	ロング・ショート型
中小型株	年6回	北米	オブ・ファ		()	絶対収益追求型
債券	(隔月)	区欠州	ンズ			その他
一般	年12回	アジア				()
公債	(毎月)	オセアニア				
社債	日々	中南米				
その他債券	その他	アフリカ				
クレジット属性	()	中近東				
()		(中東)				
不動産投信		エマージング				
その他資産						
(投資信託証券						
(株式))						
資産複合						
()						
資産配分固定型						
資産配分変更型						

(注)本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

その他資産(投資信託証券(株式))・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。

年2回・・・目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(日本を除く)・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を除く)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託 (ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除 く。)を投資対象として投資するものをいいます。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(E12457)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

為替ヘッジなし・・・目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

本書において、文脈上「本ファンド」にマザーファンドを含むことがあります。

委託会社は、受託銀行(後記「(3)ファンドの仕組み 2.ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 c.受託会社」に定義します。以下同じ。)と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができるものとします。

<計量モデルにおけるビッグデータやAI(人工知能)の活用について>

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量モデルでは、投資対象銘柄について、数多くの多面的な評価基準に基づいて評価し、組入銘柄を決定しています。これらの評価基準の開発において、財務諸表などの伝統的なデータに加え、ニュース記事やウェブ・アクセス量などの非伝統的データも活用されます。ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントではこれらのデータ(ビッグデータを含みます。)の活用を競争力の源泉とみなしており、近年その利用割合を増やしているだけでなく、そのデータの種類や利用方法も進化しています。機械学習に代表されるAI技術は、一部の評価基準においてデータ分析プロセスで活用され、特にアナリスト・レポートやニュース記事等のテキストデータを読み込む評価基準において活用されます。最終的な評価基準の選定および組入銘柄の決定は、計量投資戦略グループのシニア・ポートフォリオ・マネジャーが監督しています。

<ファンドのポイント>

- 1.日本を除く先進国の株式を主な投資対象とし、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。
- 2. ビッグデータやAI(人工知能)を活用したゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量 モデルを用い、多様な銘柄評価基準に基づいて幅広い銘柄に分散投資します。
- 3. 原則として為替ヘッジは行いません。
- 4. MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)をベンチマーク*とし、長期的にこれを上回る投資成果を獲得することをめざします。
- *ベンチマーク:運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

本ファンドの主要投資対象は日本を除く先進国の株式です。運用においてビッグデータやAIなどを利用しますが、ビッグデータやAIなどのテクノロジー関連企業に特化して投資するものではありませんのでご留意ください。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

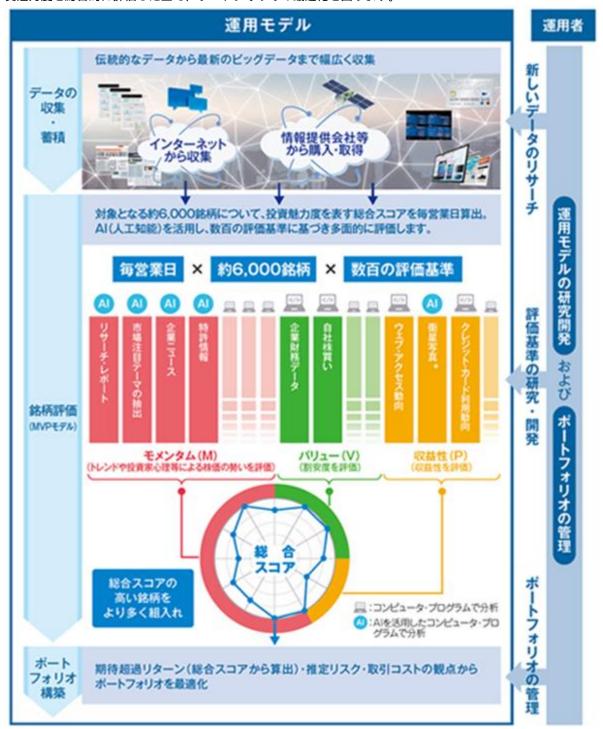
本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよびマザーファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(投資顧問会社。以下「GSAMニューヨーク」といいます。)に委託します。GSAMニューヨークは運用の権限の委託を受けて、株式および為替の運用(デリバティブ取引に係る運用を含みます。)を行います。委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

<ファンドの運用方法>

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量投資戦略グループが担当します。 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用いて運用が行われます。計量モデルを 用いた運用では、情報を大量に処理することや客観的に銘柄の評価・分析を行うことが可能となるため、投資対象が 市場全体にわたる本ファンドの運用に適した運用手法であると考えます。

< 投資プロセス >

最新のビッグデータや伝統的な市場・業績データ等をもとに、モメンタム(Momentum)・バリュー(Value)・収益性(Profitability)の投資テーマを通じた数百もの評価基準(MVPモデル)に基づき、投資対象候補銘柄すべての投資魅力度を総合的に評価した上で、ポートフォリオの最適化を図ります。



*米国で活用しています。

上記は現行モデルに基づくものであり、運用モデルの改良・更新は継続的に行われております。上記の投資プロセスは変更される場合があります。

上記がその目的を達成できる保証はありません。上記は概念図であり、実際の評価の割合等とは異なることがあります。 前記 < 計量モデルにおけるビッグデータやAI(人工知能)の活用について > もあわせてご覧ください。

(2)【ファンドの沿革】

2017年12月19日 本ファンドの信託設定日であり、同日より運用を開始しました。 2017年9月8日 マザーファンドの信託設定日であり、同日より運用を開始しました。

(3)【ファンドの仕組み】

1.ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

2.ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a . 委託会社 (ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社)

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金(信託財産といいます。)の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。

ただし、本ファンドおよびマザーファンドにおいては、委託会社は株式および為替の運用(デリバティブ取引等にかかる運用の指図を含みます。)の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b.投資顧問会社(ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー)

本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約(以下「投資顧問契約」といいます。)に基づき、委託会社より株式および為替の運用(デリバティブ取引等にかかる運用の指図を含みます。)の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

c.受託会社(三井住友信託銀行株式会社(以下「受託銀行」といいます。))

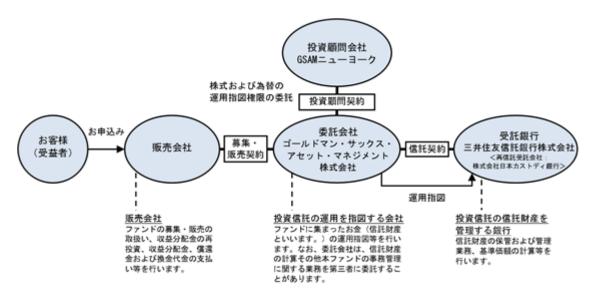
本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき再信託先である株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

d . 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書(以下「募集・販売契約」といいます。)に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



<ご参考>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは

ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用部門であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2021年12月末現在、

グループ全体で2兆2,122億米ドル(約254兆円*)の資産を運用しています。

* 米ドルの円貨換算は便宜上、2021年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=115.02円)により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

委託会社等の概況

a . 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です(本書提出日現在)。

b . 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の 全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サック ス・アセット・マネジメント株式会社に変更

c . 大株主の状況

(本書提出日現在)

		(1 3/4	
氏名または名称	住所	所有株式数	所有比率
27 137 213	12771	(株)	(%)
ゴールドマン・サックス・アセット・	アメリカ合衆国ニューヨーク州		
マネジメント・インターナショナル・	ニューヨーク市ウェスト・ストリート	6,400	100
ホールディングス・エルエルシー	200番地		

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a . 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

b. 本ファンドの運用方針

- ・ 主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入比率は高位に保ちます(ただし、投資 環境等により、当該受益証券の組入比率を引き下げる場合もあります。)。
- 実質外貨建資産については、原則として対円での為替へッジは行いません。
- ・ MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)を運用上のベンチマークとします。
- ・ 投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を行うこともあります。
- 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。

c . マザーファンドの運用方針

- ・ 信託財産は、主として日本を除く先進国の株式に投資し、株式への投資割合(有価証券先物取引およびインデックス連動型上場投資信託証券等を含みます。)は、原則として高位に保ちます。
- ・ 計量分析を用いて投資対象のリターン予測を行うと同時に、ポートフォリオのリスク・リターン特性の最適 化プロセスを経ることによりリスク管理を行い、信託財産の長期的な成長をめざします。
- 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
- ・ MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)を運用上のベンチマークとします。
- 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよびマザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下のとおり委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセッ	アメリカ合衆国	本ファンドおよびマ	別に定める取決めに基づく
ト・マネジメント・エル・ピー	ニューヨーク州	ザーファンドの株式お	金額が委託会社から原則と
(GSAMニューヨーク)	ニューヨーク市	よび為替の運用(デリ	して毎月支払われるものと
		バティブ取引等にかか	し、信託財産からの直接的
		る運用を含みます。)	な支払いは行いません。

(2)【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。) イ.有価証券
 - ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第26条、第27条および第28条に定めるものに限ります。)

八. 金銭債権

- 二.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

(b) 投資対象有価証券(信託約款第17条第1項)

委託会社(委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社を含みます。以下、関連する限度において同じ。)は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券)といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいい ます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で 定めるものをいいます。)
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引 法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
- 11. コマーシャル・ペーパー
- 12.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権 証券
- 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 14.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 15. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 16.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 17. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 18.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 20.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- 22.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 23.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、1.の証券または証書、13.ならびに18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および13.ならびに18.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものおよび15.の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、14.および15.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象(信託約款第17条第2項および第3項)

委託会社は、信託金を、上記(b)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6 . 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1.ないし6.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

- 1.信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2.信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借入れた有価証券を売付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 3.信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすること。
- 4.信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること、ならびに信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすること、ならびに信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
- 5.信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、当事者間で取り決めた者の信用状態等を反映する利率または価格、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすること。
- 6.信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避 するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすること。
- 7.信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき貸付の指図をすること。
- 8.信託財産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図すること。

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、有価証券の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

本書において「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

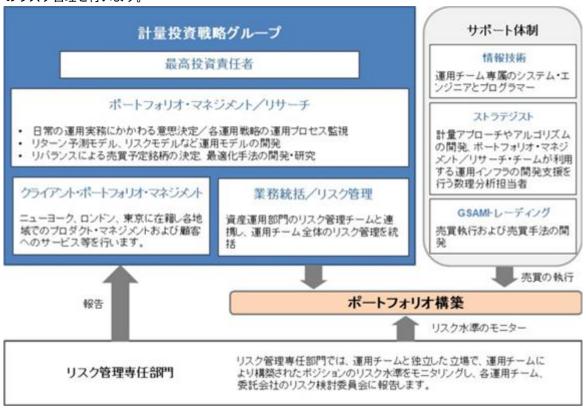
本書において「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本書において「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(3)【運用体制】

a . 組織

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量投資戦略グループが主として 担当します。同グループの組織体制の特徴としては、経験・知識を共有化するチーム運用体制、豊富な実務経験 と学識経験の融合といったことが挙げられます。また、運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンド のリスク管理を行います。



- (注1)リスク管理とは、ベンチマークの収益率とファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることをめざす ことです。かい離幅がかかる一定の範囲に収まることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするも のではありません。
- (注2)上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続などに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています(運用の全部または一部を海外に外部委託する場合は、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。)。

c . 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、 緊急時対応策の策定・検証などを行います。

(4)【分配方針】

年2回決算を行い、毎計算期末(毎年6月25日および12月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。

分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては、分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

一般コースの場合、収益分配金は、原則として計算期間終了日から起算して 5 営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後無手数料で全額自動的に再投資されます。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

自動けいぞく投資コースの場合で、収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止 することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

< 収益分配金に関わる留意点 >

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

(5)【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

- (a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限
 - 1.株式への実質投資割合には制限を設けません。
 - 2.外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 - 3.投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、 信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - 4. デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
 - 5.デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - 6.一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
 - * 「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、本ファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。
- (b) 信託約款上のその他の投資制限
 - 1.投資する株式等の範囲(信託約款第22条)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

2.信用取引の指図および範囲(信託約款第23条)

信用取引の指図は、売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により上記の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

3 . 有価証券の空売りの指図および範囲(信託約款第24条)

信託財産において有しない有価証券または借入れた有価証券を売付けることの指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付にかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

4. 有価証券の借入れの指図および範囲(信託約款第25条)

有価証券の借入れの指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

5. 先物取引等の運用指図(信託約款第26条)

委託会社は、以下の指図を行うことができます。

- ・わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引(選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ))

・わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれ らの取引と類似の取引

6.スワップ取引の運用指図(信託約款第27条)

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは担保の受入れの指図を行うものとします。

7.金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図(信託約款第28条)

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則 として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が 可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは 受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8. 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第29条)

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を 超えないものとします。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財 産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

9.特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第30条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

10. 外国為替予約の運用指図(信託約款第31条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため外国為替の売買の予約を指図することができます。

かかる予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

かかる限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

11. 資金の借入れ(信託約款第37条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(E12457)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご留意ください。

(a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動 します。また為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に 生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものがあげられます。

1.株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)

本ファンドは、日本を除く先進国の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うことになります。本ファンドの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に世界の株式の下落局面では、本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。

一般に、株価は個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において株価が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

2.株式の流動性リスク

本ファンドの投資対象には、流動性の低い株式も含まれています。このような株式への投資は、ボラティリティ(価格変動率)が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があることから、大きなリスクを伴います。

3. 為替変動リスク

本ファンドは、日本を除く先進国の株式を主要な投資対象とし、実質外貨建資産については、原則として為替へッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。とりわけ、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。

4.取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴 います

5. デリバティブ取引に関するリスク

本ファンドは、一定のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、他の運用手法に 比べてより大きく価格が変動する可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等さまざまな リスクが伴います。これらの運用手法は、実際の価格変動が委託会社または投資顧問会社の見通しと異なった 場合には、本ファンドが大きな損失を被るリスクを伴います。

6.市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながることがあります。

(b) 計量運用に関する留意点

本ファンドでは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量モデル群を用いた複数の戦略が実行されます。ビッグデータやAIの利用を含む計量モデルに従う運用がその目的を達成できる保証はなく、ボトム・アップ手法によるアクティブ運用やパッシブ運用など他の運用手法に対して優位性を保証するものでもありません。なお、計量モデルにはビッグデータやAI以外の定量要素も利用されます。計量モデルの改良・更新は継続的に行われており、ビッグデータやAIの利用方法については将来変更されることがあります。計量モデルは仮説に基づき構成されたものであり、モデルにより選択された銘柄や市場動向は必ずしもこの仮説が想定する動きを示さない場合があります。また、ある時点でモデルが有効であったとしても、市場環境の変化等により、その有効性が持続しない可能性もあります。このような場合には、本ファンドの基準価額に影響を及ぼし、本ファンドのパフォーマンスがベンチマークを下回ったり、投資元金が割り込む可能性があります。

(c) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)を運用上のベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスをめざしますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。

(d) 流動性リスクに関わる留意点

大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性もあります。なお、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(e) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(f) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。

(g) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の純資産総額が60億円を下回ることとなった場合等には、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

(h) 外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) に関わる留意点

2014年6月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当(および同様の支払い)の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国歳入庁(以下「IRS」といいます。)との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

<外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA)について>

外国口座税務コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act)(以下「FATCA」といいます。)として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する(i)2014年6月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、(ii)2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および(iii)2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い(またはその一部)は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定(以下「日米政府間協定」といいます。)を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約(以下「FFI契約」といいます。)を締結する必要があります。

- 1.受益者が「特定米国人」(すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人)および(一定の場合)特定米国人により所有される非米国人(以下「米国所有外国事業体」といいます。)に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること
- 2 . FATCAを遵守していない受益者の情報(まとめて)、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を1年に一度IRSに報告すること
- 3.特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから 報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座 情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

(i) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(i) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売(お買付代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2)投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等 (ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

- (注1)リスク管理とは、ベンチマークの収益率とファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることをめざすことです。かい離幅がかかる一定の範囲に収まることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。
- (注2)上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

(3) 参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

本ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率 を表示したものです。

本ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。 すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは 限りません。

上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

本ファンドの設定日が2017年12月19日のため、本ファンドの分配金再投資基準価額(月次)は2017年12月末以降のデータ、本ファンドの年間騰落率は本ファンド設定1年後の2018年12月末以降の各月末における直近1年間のデータを表示しており、過去5年分のデータではありません。

各資産クラスの指数

日 本 株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株: MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・

ダイバーシファイド(円ベース)

海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

(a) 3.3%(税抜3%)を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

申込手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに申込みに関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

(b) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)請求には手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.353%(税抜1.23%)を乗じて得た額とし、支払先の配分および役務の内容は以下のとおりです。販売会社間における配分については、販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

支払先	役務の内容	配分
エゼムも	ファンドの運用、受託銀行への指図、基準価額の算	年率0.66%
委託会社	出、目論見書・運用報告書等の作成等	(税抜0.6%)
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、	年率0.66%
拟元云 社	分配金・換金代金・償還金の支払い業務等	(税抜0.6%)
平≒1441/二	ファンドの財産の管理、委託会社からの指図の実行	年率0.033%
受託銀行	等	(税抜0.03%)

なお、委託会社の報酬には投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき信託 財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会 社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支 払われます。

(4)【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります(ただし、これらに限定されるものではありません。)。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c)借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用(監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。)

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払を信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.10%相当額を上限として定率で日々計上し、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の定率を見直し、0.10%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。ただし、税法が 改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等 にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者の場合*1

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金×20.315% ^{* 2}
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益×20.315% ^{* 2}
償還時	所得税および地方税	譲渡益×20.315% ^{* 2}

- *1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。
- *2 詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

元本払戻金(特別分配金)は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が軽減される場合があります。また、信託報酬および信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は、少額投資非課税制度 (NISA)の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方を対象に、以下の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・20歳以上の方・・・毎年、年間120万円まで
- ・20歳未満の方・・・毎年、年間80万円まで

NISAの非課税期間(5年)以内に信託期間が終了(繰上償還を含む)した場合、制度上、本ファンドで利用した非課税投資額(NISA枠)を再利用することはできません。

<個別元本について>

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいい、税法上の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当 該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、

「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出 が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払 戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別 分配金)」については、下記のく収益分配金の課税について>をご覧ください。)

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金 (特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20% (所得税15%、地方税5%)の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税(配当控除の適用なし)または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで:20.315%(所得税15.315%、地方税5%)

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。 収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合(申告分離課税を選択した場合に限り ます。)、他の上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)および譲渡所得等な らびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が 可能です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15% (所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで:15.315%(所得税15.315%)

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

< 換金時および償還時の課税について >

個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで:20.315%(所得税15.315%、地方税5%)

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)および譲渡所得等ならびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15% (所得税15%)の税率で源泉徴収され 法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで:15.315%(所得税15.315%)

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2021年12月30日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,764,580,206	100.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	202,931	0.01
合計(純資産総額)	-	1,764,377,275	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

< コクサイ計量株式マザーファンド >

(2021年12月30日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	45,959,815,548	67.64
	カナダ	1,018,243,991	1.50
	ドイツ	2,732,400,685	4.02
	イタリア	48,866,160	0.07
	フランス	2,659,869,262	3.91
	オーストラリア	2,275,238,685	3.35
	イギリス	1,557,229,642	2.29
	スイス	1,816,163,626	2.67
	バミューダ	438,534,879	0.65
	香港	179,896,015	0.26
	シンガポール	331,881,321	0.49
	オランダ	2,291,656,370	3.37
	スペイン	269,522,848	0.40
	スウェーデン	784,830,102	1.16
	ノルウェー	716,440,489	1.05
	ルクセンブルク	571,369,126	0.84
	フィンランド	77,074,892	0.11
	デンマーク	639,545,736	0.94
	アイルランド	348,703,560	0.51
	ケイマン	109,019,831	0.16
	ジャージー	156,453,893	0.23
	小計	64,982,756,661	95.64
投資証券	アメリカ	2,271,521,431	3.34
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	688,608,359	1.02
合計(純資産総額)	-	67,942,886,451	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2021年12月30日現在)

順化	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	コクサイ計量株式マザーファンド	987,675,029	1.7472	1,725,665,811	1.7866	1,764,580,206	100.01

種類別及び業種別投資比率(2021年12月30日現在)

種類	投資比率(%)		
親投資信託受益証券	100.01		
合計	100.01		

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

< コクサイ計量株式マザーファンド >

(2021年12月30日現在)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・ サービス	53,786	29,659.05	1,595,242,051	39,331.08	2,115,461,953	3.11
2	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	99,847	15,381.69	1,535,815,662	20,632.28	2,060,072,020	3.03
3	アメリカ	株式	META PLATFORMS	メディア・娯楽	37,813	34,098.06	1,289,350,270	39,444.95	1,491,532,227	2.20
4	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	3,994	278,028.82	1,110,447,134	337,365.16	1,347,436,457	1.98
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	3,604	242,014.73	872,221,095	337,018.95	1,214,616,302	1.79
6	アメ リカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	2,885	384,777.55	1,110,083,249	389,229.98	1,122,928,493	1.65
7	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車 部品	8,247	119,376.80	984,500,501	124,933.57	1,030,327,183	1.52
8	アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエン ス	60,269	13,166.17	793,512,252	15,569.10	938,334,522	1.38
9	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体 製造装置	10,199	86,501.84	882,232,325	91,813.78	936,408,793	1.38
10	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエン ス	42,874	18,566.52	796,021,338	19,731.68	845,976,091	1.25
11	アメリカ	株式	INTUIT INC	ソフトウェア・ サービス	11,108	61,327.74	681,228,600	74,536.41	827,950,449	1.22
12	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体 製造装置	23,808	34,399.88	818,992,403	34,507.15	821,546,232	1.21
13	アメ リカ	株式	FORD MOTOR CO	自動車・自動車 部品	320,866	1,632.16	523,704,933	2,364.81	758,787,511	1.12
14	フラ ンス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	32,499	17,778.10	577,770,686	22,583.45	733,939,555	1.08
15	アメ リカ	株式	SERVICENOW INC	ソフトウェア・ サービス	9,153	71,643.49	655,752,944	75,289.79	689,127,463	1.01
16	アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエン ス	81,230	7,734.98	628,313,029	8,470.07	688,024,014	1.01
17	アメ リカ	株式	PAYPAL HOLDINGS INC	ソフトウェア・ サービス	31,349	31,519.25	988,097,142	21,850.34	684,986,603	1.01
18	アメリカ	株式	CATERPILLAR INC	資本財	28,698	22,647.50	649,938,046	23,847.09	684,363,978	1.01
19	アメ リカ	株式	S&P GLOBAL INC	各種金融	12,381	48,383.72	599,038,935	54,582.74	675,788,916	0.99
20	アメ リカ	株式	HCA HEALTHCARE	ヘルスケア機 器・サービス	22,431	21,603.54	484,589,181	29,731.51	666,907,721	0.98
21	アメリカ	株式	FORTINET INC	ソフトウェア・ サービス	15,750	35,474.16	558,718,108	42,182.43	664,373,348	0.98
22	アメ リカ	株式	MARSH & MCLENNAN COS	保険	33,157	18,182.96	602,892,419	20,000.82	663,167,447	0.98
23	アメリカ	株式	IQVIA HOLDINGS	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエン ス	20,389	26,116.91	532,497,728	32,463.24	661,893,098	0.97
24	アメ リカ	株式	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	ソフトウェア・ サービス	63,891	8,166.99	521,797,645	10,304.64	658,373,869	0.97
25	アメ リカ	株式	PALO ALTO NETWORKS INC	ソフトウェア・ サービス	10,147	44,367.81	450,200,217	64,825.27	657,782,035	0.97
26	ドイツ	株式	MERCK KGAA	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエン ス	21,621	22,855.12	494,150,731	29,873.73	645,900,111	0.95

(2021年12月30日現在)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
27	アメリカ	株式	CSX CORP	運輸	146,337	3,697.18	541,035,616	4,322.45	632,534,600	0.93
28	ドイツ	株式	DEUTSCHE POST AG-REG	運輸	85,446	6,053.26	517,227,491	7,342.49	627,386,623	0.92
29	ドッ	株式	E.ON SE	公益事業	388,843	1,419.96	552,144,435	1,593.52	619,631,858	0.91
30	アメリカ	株式	VERISIGN INC	ソフトウェア・ サービス	21,049	24,326.38	512,046,025	29,437.06	619,620,857	0.91

種類別及び業種別投資比率

(2021年12月30日現在)

		 	(2021年12月30日現在)
種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	1.38
		素材	5.43
		資本財	5.83
		商業・専門サービス	0.12
		運輸	5.16
		自動車・自動車部品	5.48
		耐久消費財・アパレル	2.02
		消費者サービス	1.30
		メディア・娯楽	7.55
		小売	3.36
		食品・生活必需品小売り	0.51
		食品・飲料・タバコ	4.25
		家庭用品・パーソナル用品	0.12
		ヘルスケア機器・サービス	4.77
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサ イエンス	9.36
		銀行	3.42
		各種金融	4.66
		保険	3.26
		ソフトウェア・サービス	15.77
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.06
		電気通信サービス	0.82
		公益事業	2.36
		半導体・半導体製造装置	4.66
投資証券	外国	-	3.34
合計	•		98.99

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

(2021年12月30日現在) 該当事項はありません。

参考情報

< コクサイ計量株式マザーファンド > (2021年12月30日現在) 該当事項はありません。

> 【その他投資資産の主要なもの】 (2021年12月30日現在) 該当事項はありません。

参考情報

< コクサイ計量株式マザーファンド > 有価証券先物取引等

(2021年12月30日現在)

資産の 種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額金額	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P500 EMINI	買建	3	米ドル	705,372.4	81,131,933	717,675	82,546,978	0.12
取引	ドイツ	ユーレックス・ドイ ツ金融先物取引所	EURO STOXX50	買建	4	ユーロ	167,718.13	21,888,893	170,640	22,270,226	0.03
	イギリス	インターコンチネン タル取引所	FTSE 100	買建	1	英ポンド	71,810.42	11,147,849	73,655	11,434,202	0.02

- (注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。
- (注2) 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2021年12月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純 資産額(円) (分配落)	1口当たり純 資産額(円) (分配付)
第 1 計算期間末 (2018年 6 月25日)	3,289	3,289	1.0171	1.0171
第 2 計算期間末 (2018年12月25日)	2,303	2,303	0.8277	0.8277
第 3 計算期間末 (2019年 6 月25日)	2,368	2,368	0.9746	0.9746
第4計算期間末(2019年12月25日)	2,049	2,049	1.0595	1.0595
第5計算期間末(2020年6月25日)	1,607	1,607	0.9528	0.9528
第6計算期間末(2020年12月25日)	1,491	1,491	1.1163	1.1163
第7計算期間末(2021年6月25日)	1,679	1,679	1.3928	1.3928
第8計算期間末(2021年12月27日)	1,725	1,725	1.5213	1.5213
2020年12月末日	1,495	1	1.1212	-
2021年 1 月末日	1,487	-	1.1524	-
2月末日	1,498	-	1.1963	-
3月末日	1,580	-	1.2774	-
4月末日	1,631	-	1.3397	-
5 月末日	1,649	-	1.3616	-
6月末日	1,679	-	1.3935	-
7月末日	1,701	-	1.4167	-
8月末日	1,727	-	1.4570	-
9月末日	1,660	-	1.4142	-
10月末日	1,735	-	1.4929	-
11月末日	1,707	-	1.4824	-
12月末日	1,764	-	1.5554	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

第 2 計算期間 2018年 6 月26日 ~ 2018年12月25日 0.000 第 3 計算期間 2018年12月26日 ~ 2019年 6 月25日 0.000 第 4 計算期間 2019年 6 月26日 ~ 2019年12月25日 0.000 第 5 計算期間 2019年12月26日 ~ 2020年 6 月25日 0.000 第 6 計算期間 2020年 6 月26日 ~ 2020年12月25日 0.000 第 7 計算期間 2020年12月26日 ~ 2021年 6 月25日 0.000			
第 2 計算期間 2018年 6 月26日 ~ 2018年12月25日 0.000 第 3 計算期間 2018年12月26日 ~ 2019年 6 月25日 0.000 第 4 計算期間 2019年 6 月26日 ~ 2019年12月25日 0.000 第 5 計算期間 2019年12月26日 ~ 2020年 6 月25日 0.000 第 6 計算期間 2020年 6 月26日 ~ 2020年12月25日 0.000 第 7 計算期間 2020年12月26日 ~ 2021年 6 月25日 0.000	期	期間	1口当たりの分配金(円)
第 3 計算期間 2018年12月26日~2019年 6 月25日 0.000 第 4 計算期間 2019年 6 月26日~2019年12月25日 0.000 第 5 計算期間 2019年12月26日~2020年 6 月25日 0.000 第 6 計算期間 2020年 6 月26日~2020年12月25日 0.000 第 7 計算期間 2020年12月26日~2021年 6 月25日 0.000	第1計算期間	2017年12月19日~2018年6月25日	0.0000
第 4 計算期間 2019年 6 月26日 ~ 2019年12月25日 0.000 第 5 計算期間 2019年12月26日 ~ 2020年 6 月25日 0.000 第 6 計算期間 2020年 6 月26日 ~ 2020年12月25日 0.000 第 7 計算期間 2020年12月26日 ~ 2021年 6 月25日 0.000	第2計算期間	2018年 6 月26日 ~ 2018年12月25日	0.0000
第 5 計算期間 2019年12月26日~2020年 6 月25日 0.000 第 6 計算期間 2020年 6 月26日~2020年12月25日 0.000 第 7 計算期間 2020年12月26日~2021年 6 月25日 0.000	第3計算期間	2018年12月26日~2019年 6 月25日	0.0000
第 6 計算期間 2020年 6 月26日 ~ 2020年12月25日 0.000 第 7 計算期間 2020年12月26日 ~ 2021年 6 月25日 0.000	第4計算期間	2019年 6 月26日 ~ 2019年12月25日	0.0000
第 7 計算期間 2020年12月26日 ~ 2021年 6 月25日 0.000	第5計算期間	2019年12月26日~2020年 6 月25日	0.0000
	第6計算期間	2020年 6 月26日 ~ 2020年12月25日	0.0000
第 8 計算期間 2021年 6 月26日 ~ 2021年12月27日 0.000	第7計算期間	2020年12月26日~2021年 6 月25日	0.0000
	第8計算期間	2021年 6 月26日 ~ 2021年12月27日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1計算期間	2017年12月19日~2018年 6 月25日	1.7
第2計算期間	2018年 6 月26日 ~ 2018年12月25日	18.6
第3計算期間	2018年12月26日~2019年 6 月25日	17.7
第4計算期間	2019年 6 月26日 ~ 2019年12月25日	8.7
第5計算期間	2019年12月26日~2020年 6 月25日	10.1
第6計算期間	2020年 6 月26日 ~ 2020年12月25日	17.2
第7計算期間	2020年12月26日~2021年 6 月25日	24.8
第8計算期間	2021年 6 月26日 ~ 2021年12月27日	9.2

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間	2017年12月19日~2018年6月25日	4,340,982,168	1,107,019,117	3,233,963,051
第2計算期間	2018年6月26日~2018年12月25日	265,998,140	716,544,335	2,783,416,856
第3計算期間	2018年12月26日~2019年6月25日	108,449,272	462,029,412	2,429,836,716
第4計算期間	2019年6月26日~2019年12月25日	73,710,815	568,893,210	1,934,654,321
第5計算期間	2019年12月26日~2020年6月25日	131,656,938	379,167,919	1,687,143,340
第6計算期間	2020年6月26日~2020年12月25日	43,215,952	393,952,989	1,336,406,303
第7計算期間	2020年12月26日~2021年6月25日	40,131,933	170,696,079	1,205,842,157
第8計算期間	2021年6月26日~2021年12月27日	74,750,840	146,258,406	1,134,334,591

⁽注) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

(参考)運用実績

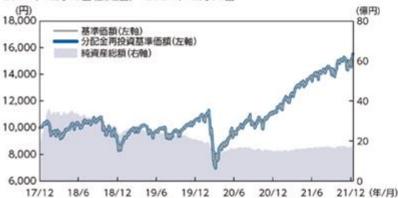
最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2021年12月30日現在

基準価額・純資産の推移





基準価額·純資産総額

基準価額	15,554円
純資産総額	17.6億円

期間別騰落率(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	4.92%
3ヵ月	9.98%
6ヵ月	11.62%
1年	38.73%
3年	79.05%
5年	-
設定来	55.54%

分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	19/12/25	20/6/25	20/12/25	21/6/25	21/12/27	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

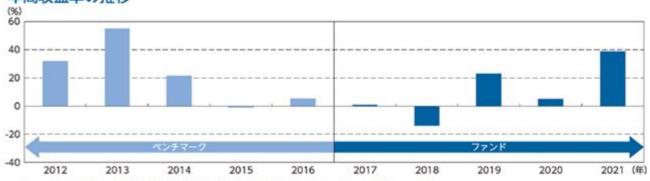
主要な資産の状況

組入上位銘柄

	銘柄名	B)	業種(セクター)*	比率
	マイクロソフト	米国	情報技術	3.1%
2	アップル	米国	情報技術	3.0%
3	メタ・ブラットフォームズ	米国	コミュニケーション・サービス	2.2%
4	アルファベット クラスA	米国	コミュニケーション・サービス	2.0%
5	アルファベット クラスC	米国	コミュニケーション・サービス	1.8%
6	アマゾン・ドット・コム	米国	一般消費財・サービス	1.7%
7	テスラ	米国	一般消費財・サービス	1.5%
8	アッヴィ	米国	ヘルスケア	1.4%
9	ASMLホールディング	オランダ	情報技術	1.4%
10	ジョンソン・エンド・ジョンソン	米国	ヘルスケア	1.2%

Global Industry Classification Standard (GICS) (世界産業分類基準)のセクター分類を使用しています。

年間収益率の推移



- ◎本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
- ●2012年から2016年まではベンチマークの収益率を表示しています。
- ●2017年は設定日(12月19日)から年末までの収益率を表示しています。
- ペンチマークはあくまで参考情報であり、本ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。

お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の午後3時^{*2}までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

- * 1 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日(以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。)に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受付けいたしません。収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、これを受付けるものとします。
- *2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。
- (2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくことになります(ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。)。一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」(販売会社によっては名称が異なる場合があります。)を当該販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お買付には申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間 : 営業日の午前 9 時から午後 5 時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:「外国ビッグ」)。

(4) お買付単位は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、上記(3)の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応 じます

- (5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合、流動性の低下により投資対象資産の取引が困難となった場合、投資対象とする投資信託証券の価格が算出されない場合等を含みます。)があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

2【換金(解約)手続等】

- (1) ご換金(解約)のお申込みは、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の午後3時^{*2}までに、ご換金のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。
 - *1 「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除きます。
 - *2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。
- (2) ご換金の単位は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (3) ご換金の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。手取額は、当該基準価額から、換金にかかる税金を差し引いた金額となります。

詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437)6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:「外国ビッグ」)。

- (5) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご換金は制限することがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合、流動性の低下により投資対象資産の取引が困難となった場合、投資対象とする投資信託証券の価格が算出されない場合等を含みます。)があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額(以下「基準価額」といいます。)は、本ファンドの信託財産の純資産 総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財 産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信 託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨 建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しま す。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 :03 (6437)6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス:www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:「外国ビッグ」)。年2回(6月および12月)の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は2017年12月19日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a . 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年6月26日から12月25日までおよび12月26日から翌年6月25日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は信託契約締結日から2018年6月25日までとします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5)【その他】

a . 信託の終了

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の純資産総額が60億円を下回ることとなった場合には、受託銀行と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めると き、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させ ることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届 け出ます。

委託会社は、 および の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、 当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの 事項を記載した書面決議の通知を発します。

の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託銀行を除きます。以下本 において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

から までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには

適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、

から までに規定する信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき(ただし監督官庁が信託契 約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、下記b. に記 載する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続しま す。)、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継 ぐときを除きます。)、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときは(新受託者の 選任を行う場合は、下記b.に定める手続を準用します。)、委託会社は信託契約を解約し、信託は終 了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。ま た、受託銀行がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき は、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を申立てることができます。なお、受益者は、 上記によって行う場合を除き、受託銀行を解任することはできないものとします。

b . 約款変更等

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由が あるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することまたは本ファンドと他のファンドとの併 合(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下 同じ。)を行うことができ、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に 届け出ます。なお、信託約款は本b.「約款変更等」に定める以外の方法によって変更することができ ないものとします。

委託会社は、 の事項(の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、 併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わ せて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あら かじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議 の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載し た書面決議の通知を発します。

の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するとき の当該受益権に係る受益者としての受託銀行を除きます。以下本 において同じ。)は受益権の口数に 応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しな いときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行 います。

書面決議の効力は、本ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

上記 から までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提 案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときに は適用しません。

からまでの規定にかかわらず、本ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該 他のファンドとの併合を行うことはできません。

c . 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより 当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図 型投資信託に該当するため、上記a.に規定する信託契約の解約または上記b.に規定する重大な約款変更等 を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取 請求の規定の適用を受けません。

d . 関係法人との契約の更改等

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的 に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間 の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の 指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要

と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する 投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。

e . 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f . 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の 委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託銀行の利害関係人を含みます。)を委託 先として選定します。

- (a) 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- (b) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- (c) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備 されていること
- (d) 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していること を確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務を、受託銀行および委託会社が適当と認める者(受託銀行の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

- (a) 信託財産の保存に係る業務
- (b) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- (c) 委託会社のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- (d) 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g.混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本g.において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

h.信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i.一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

j . 再投資の指図

委託会社は、上記の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

k . 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

本ファンドの受益者は、委託会社または受託銀行に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

・他の受益者の氏名または名称および住所

・他の受益者が有する受益権の内容

1. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を 失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- (3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続
 - 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2管理及び運営 2換金(解約)手続等」をご覧ください。
 - 一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として 5 営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。
- (4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日(一般コースの場合)および交付開始前(自動けいぞく投資コースの場合)までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって 委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金 は、源泉徴収されるべき税額(および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額) を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

(6) 換金手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」をご覧ください。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
 - なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 本ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(2021年6月26日から2021年12月27日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【GSビッグデータ・ストラテジー(外国株式)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第 7 期 (2021年 6 月25日現在)	第8期 (2021年12月27日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,690,652,348	1,737,922,740
未収入金	719,114	10,920,937
流動資産合計	1,691,371,462	1,748,843,677
資産合計	1,691,371,462	1,748,843,677
負債の部		
流動負債		
未払解約金	719,114	10,920,937
未払受託者報酬	258,526	285,279
未払委託者報酬	10,341,244	11,410,920
その他未払費用	497,185	560,730
流動負債合計	11,816,069	23,177,866
負債合計	11,816,069	23,177,866
純資産の部		
元本等		
元本	1,205,842,157	1,134,334,591
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	473,713,236	591,331,220
(分配準備積立金)	466,095,530	552,675,486
元本等合計	1,679,555,393	1,725,665,811
純資産合計	1,679,555,393	1,725,665,811
負債純資産合計	1,691,371,462	1,748,843,677

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第 7 期 自 2020年12月26日 至 2021年 6 月25日	第 8 期 自 2021年 6 月26日 至 2021年12月27日
有価証券売買等損益	357,827,928	162,828,946
二 営業収益合計	357,827,928	162,828,946
三 営業費用		
受託者報酬	258,526	285,279
委託者報酬	10,341,244	11,410,920
その他費用	497,185	560,730
営業費用合計	11,096,955	12,256,929
営業利益又は営業損失()	346,730,973	150,572,017
経常利益又は経常損失()	346,730,973	150,572,017
当期純利益又は当期純損失()	346,730,973	150,572,017
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	18,835,988	9,232,074
期首剰余金又は期首欠損金()	155,442,180	473,713,236
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,396,095	33,945,167
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	10,396,095	33,945,167
剰余金減少額又は欠損金増加額	20,020,024	57,667,126
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	20,020,024	57,667,126
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	473,713,236	591,331,220

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期 自 2020年12月26日 至 2021年6月25日	第 8 期 自 2021年 6 月26日 至 2021年12月27日
1 . 有価証券の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益 証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券同左
2 . その他財務諸表作成のた めの基礎となる事項		計算期間の取扱い 2021年12月25日及びその翌日が休業日 のため、当計算期間末日は2021年12月27 日としております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼす リスクは識別していないため、注記を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

第8期(2021年12月27日現在)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当計算期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第 7 期 (2021年 6 月25日現在)	第 8 期 (2021年12月27日現在)
1.元本の推移		
期首元本額	1,336,406,303円	1,205,842,157円
期中追加設定元本額	40,131,933円	74,750,840円
期中一部解約元本額	170,696,079円	146,258,406円
2 . 受益権の総数	1,205,842,157口	1,134,334,591□

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第 7 期 自 2020年12月26日 至 2021年 6 月25日	第 8 期 自 2021年 6 月26日 至 2021年12月27日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	12,043,652円	13,221,837円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証 券売買等損益額	315,851,333円	128,118,106円
収益調整金額	15,125,290円	41,497,899円
分配準備積立金額	138,200,545円	411,335,543円
本ファンドの分配対象収益額	481,220,820円	594,173,385円
本ファンドの期末残存口数	1,205,842,157□	1,134,334,591□
10,000口当たり収益分配対象額	3,990円	5,238円
10,000口当たり分配金額	- 円	- 円
収益分配金金額	- 円	- 円

⁽注)上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第7期 自 2020年12月26日 至 2021年6月25日	第 8 期 自 2021年 6 月26日 至 2021年12月27日
1 . 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託とし	同左
	│ │ て、有価証券等への投資を信託約款	
	に定める「運用の基本方針」に基づ	
	- き行っております。	
2 . 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資	同左
	ー 産は親投資信託受益証券であり、売	
	買目的で保有しております。	
	投資対象とする金融商品の主なリ	
	スクは価格が変動する事によって発	
	生する市場リスク、金融商品の発行	
	者や取引先等の経営・財務状況が悪	
	化した場合に発生する信用リスク、	
	及び金融商品の取引量が著しく乏し	
	い場合に発生する流動性リスクがあ	
	ります。	
3 . 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオ	同左
	ペレーション部門では、運用チーム	
	から独立した立場で、法令や信託約	
	款等に実際の売買取引が則っている	
	か、また日々のポジションのモニタ	
	リングを行っております。	
	マーケット・リスク管理専任部門	
	では、運用チームとは独立した立場	
	で、運用チームにより構築されたポ	
	ジションのリスク水準をモニタリン	
	グし、各運用チーム、リスク検討委	
	員会に報告します。	
	リスク検討委員会は、法務部・コ	
	ンプライアンス部を含む各部署の代	
	表から構成されており、マーケッ	
	ト・リスク管理専任部門からの報告	
	事項に対して、必要な報告聴取、調	
	査、検討、決定等を月次で行いま	
	す。	

金融商品の時価等に関する事項

区分	第 7 期 自 2020年12月26日 至 2021年 6 月25日	第 8 期 自 2021年 6 月26日 至 2021年12月27日
1.貸借対照表計上額、時価及びこれら	金融商品は時価で計上しているた	同左
の差額	め記載を省略しております。	
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券以外の金融商品	(1) 有価証券以外の金融商品
	有価証券以外の金融商品につい	同左
	ては、短期間で決済され、時価は	
	帳簿価額と近似しているため、当	
	該帳簿価額を時価としておりま	
	す。	
	(2)有価証券	(2)有価証券
	「(重要な会計方針に係る事項	同左
	に関する注記)」の「有価証券の	
	評価基準及び評価方法」に記載し	
	ております。	
3.金融商品の時価等に関する事項につ	金融商品の時価の算定においては	同左
いての補足説明	一定の前提条件等を採用しているた	
	め、異なる前提条件等によった場	
	合、当該価額が異なることもありま	
	ਰ 。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 7 期 (2021年 6 月25日現在)	第 8 期 (2021年12月27日現在)	
↑里 <i>★</i> 只	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
親投資信託受益証券	342,498,090	156,154,494	
合計	342,498,090	156,154,494	

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第 7 期 (2021年 6 月25日現在)	第 8 期 (2021年12月27日現在)	
1 口当たり純資産額	1.3928円	1.5213円	

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	コクサイ計量株式マザーファンド	994,690,213	1,737,922,740	
合計			994,690,213	1,737,922,740	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

参考情報

本ファンドは、「コクサイ計量株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

区分		(2021年 6 月25日現在)	(2021年12月27日現在)
	番号	金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		541,406,258	675,298,141
コール・ローン		103,592,260	9,508,722
株式		42,528,386,821	63,575,867,375
投資証券		1,987,558,237	2,192,063,543
派生商品評価勘定		560,333	819,215
未収入金		1,958,236,748	2,536,738
未収配当金		32,008,596	33,055,700
差入委託証拠金		9,916,736	12,042,985
流動資産合計		47,161,665,989	66,501,192,419
資産合計		47,161,665,989	66,501,192,419
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		526,983	-
未払金		2,101,143,527	34,816,129
未払解約金		719,114	10,920,937
未払利息		283	22
流動負債合計		2,102,389,907	45,737,088
負債合計		2,102,389,907	45,737,088
純資産の部			
元本等			
元本		28,360,551,289	38,036,308,425
剰余金			
剰余金又は欠損金()		16,698,724,793	28,419,146,906
元本等合計		45,059,276,082	66,455,455,331
純資産合計		45,059,276,082	66,455,455,331
負債純資産合計		47,161,665,989	66,501,192,419

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2020年12月26日 至 2021年 6 月25日	自 2021年 6 月26日 至 2021年12月27日
1 . 有価証券の評価基準及び	株式、投資証券	株式、投資証券
評価方法	移動平均法に基づき、法令及び一般社	同左
	団法人投資信託協会規則に従い、時価評	
	価しております。	
2 . デリバティブの評価基準	(1)為替予約取引	(1)為替予約取引
及び評価方法	為替予約の評価は、原則として、わ	同左
	が国における対顧客先物売買相場の仲	
	値によって計算しております。	
	(2) 先物取引	(2) 先物取引
	個別法に基づき、法令及び一般社団	同左
	法人投資信託協会規則に従い、時価評	
	価しております。	
3 . その他財務諸表作成のた	外貨建取引等の処理基準	外貨建取引等の処理基準
めの基礎となる事項	外貨建取引については、「投資信託財	同左
	産の計算に関する規則」(平成12年総理	
	府令第133号)第60条に基づき、取引発	
	生時の外国通貨の額をもって記録する方	
	法を採用しております。	
	但し、同61条に基づき、外国通貨の売	
	却時において、当該外国通貨に加えて、	
	外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建	
	各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対	
	する当該売却外国通貨の割合相当額を当	
	該外国通貨の売却時の外国為替相場等で	
	円換算し、前日の外貨基金勘定に対する	
	円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦	
	貨建資産等の外国投資勘定と、円換算し	
	た外貨基金勘定を相殺した差額を為替差	
	損益とする計理処理を採用しておりま	
	す。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼ すリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

(2021年12月27日現在)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当計算期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2021年 6 月25日現在)	(2021年12月27日現在)
1.元本の推移		
期首元本額	22,293,193,458円	28,360,551,289円
期中追加設定元本額	7,666,477,676円	10,586,092,340円
期中一部解約元本額	1,599,119,845円	910,335,204円
期末元本額	28,360,551,289円	38,036,308,425円
元本の内訳		
G S ビッグデータ・ストラテジー(外 国株式)	1,064,106,463円	994,690,213円
コクサイ計量株式ファンド(適格機関 投資家専用)	27,296,444,826円	37,041,618,212円
2 . 受益権の総数	28,360,551,289□	38,036,308,425□

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自 2020年12月26日 至 2021年6月25日	自 2021年 6 月26日 至 2021年12月27日
1 . 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行って	同左
2.金融商品の内容及びそのリスク	おります。 本ファンドが保有する主な金融資産は株式、投資証券であり、売買目的で保有しております。 デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引、株式関連では為替予約取引、株式関連では、の対率的含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する、では、信託財産に属するため、国際の対域ので利用しています。 投資対象とする金融商品の主なの発がで利用しています。 投資対象とする金融商品の主なり、会社の表が変動する金融商品の発行者や取引先等の経営・財務により、	同左
3 . 金融商品に係るリスク管理体制	化した場合に発生する信用リスク、 及び金融商品の取引量が著しく乏し い場合に発生する流動性リスクがあ ります。 コンプライアンス部門ならびにオ	同左
2・立成項目に下の 3 3 入 7 日本 平町	コノリンコンになる。 マンコンコンには、運用チーム から独立した立場で、法令やっています。 で、法令やってのポジションのモニタリンのを行ってがリカーなどででででである。 マーケット・ムとはででででででは、運用チームにより構をモニターでは、運用チームにより構をモニターででででででででででででででででででででででである。 マーケット・ムにより構をモニターでででででは、運用チームにより構をモニターがあり、は、といるでは、は、といっとは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	

金融商品の時価等に関する事項

で	-~	
区分	自 2020年12月26日 至 2021年6月25日	自 2021年6月26日 至 2021年12月27日
1.貸借対照表計上額、時価及びこれら	金融商品は時価で計上しているた	同左
の差額	- │め記載を省略しております。	
 2 . 時価の算定方法	│ (1)有価証券及びデリバティブ取引	┃ (1)有価証券及びデリバティブ取引
	以外の金融商品	 以外の金融商品
	 有価証券及びデリバティブ取引	同左
	以外の金融商品については、短期	
	間で決済され、時価は帳簿価額と	
	近似しているため、当該帳簿価額	
	を時価としております。	
	(2)有価証券	(2)有価証券
	「(重要な会計方針に係る事項	同左
	に関する注記)」の「有価証券の	
	評価基準及び評価方法」に記載し	
	ております。	
	(3) デリバティブ取引	(3) デリバティブ取引
	「(デリバティブ取引等に関す	同左
	る注記)」の「取引の時価等に関	
	する事項」に記載しております。	
3.金融商品の時価等に関する事項につ	金融商品の時価の算定においては	同左
いての補足説明	一定の前提条件等を採用しているた	
	め、異なる前提条件等によった場	
	合、当該価額が異なることもありま	
	す。	
	また、デリバティブ取引に関する	
	契約額等は、あくまでもデリバティ	
	ブ取引における名目的な契約額、又	
	は計算上の想定元本であり、当該金	
	額自体がデリバティブ取引のリスク	
	の大きさを示すものではありませ	
	ん。	

(有価証券に関する注記) 売買目的有価証券

	(2021年6月25日現在)	(2021年12月27日現在)		
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) 当計算期間の損益に含まれた語 (円)			
株式	2,982,058,571	4,840,384,014		
投資証券	251,529,668	352,653,940		
合計	3,233,588,239	5,193,037,954		

(注)当親投資信託の計算期間は、原則として2月16日から翌年2月15日までとなっており、計算期末が休日の場合はその翌営業日となります。上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

		(2021年 6 月25日現在)			(2021年12月27日現在)				
区分	種類	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場	株価指数先物 取引								
取引	買建	57,937,404	-	58,119,404	182,000	113,419,410	-	114,172,137	752,727
	合計	57,937,404	,	58,119,404	182,000	113,419,410	-	114,172,137	752,727

(2) 通貨関連

			(2021	年 6 月25日現在)			(2021	年12月27日現在)	
区分	種類	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
	為替予約取引								
	買建								
	カナダドル	20,245,500	-	20,253,847	8,347	-	-	-	-
市場	オーストラ リアドル	253,291,128	-	253,426,668	135,540	-	-	-	-
取引	香港ドル	150,010,979	-	150,210,995	200,016	-	-	-	-
以外の取	売建								
引	米ドル	36,878,460	-	36,958,371	79,911	-	-	-	-
	ユーロ	371,726,470	-	372,108,349	381,879	-	-	-	-
	スイスフラ ン	19,558,908	-	19,589,671	30,763	-	-	-	-
	ノルウェー クローネ	-	-	-	-	25,925,888	-	25,859,400	66,488
	合計	851,711,445	-	852,547,901	148,650	25,925,888	-	25,859,400	66,488

_____ (注)時価の算定方法

- ・先物取引
 - 1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
 - 2.主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引について、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。
- ・為替予約取引
 - 1.対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - (1)予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該 予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最 も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客 先物相場の仲値により評価しております。

2 . 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 該当事項はありません。

EDINET提出書類

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(E12457) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	(2021年6月25日現在)	(2021年12月27日現在)		
1口当たり純資産額	1.5888円	1.7472円		

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

(3)附属明細表有価証券明細表

(ア) 株式

(ア) 休式	A617	14-15 164	評価額		
通貨	銘柄	株式数	単価	金額	備考
米ドル	HESS CORP	4,789	73.49	351,943.61	
	ROYAL DUTCH SHELL-SPON ADR-B	12,489	43.81	547,143.09	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	16,363	299.48	4,900,391.24	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	3,200	72.30	231,360.00	
	DOW INC	91,232	55.14	5,030,532.48	
	FREEPORT-MCMORAN INC	120,730	41.13	4,965,624.90	
	RIO TINTO PLC-SPON ADR	61,762	66.21	4,089,262.02	
	CATERPILLAR INC	28,698	206.20	5,917,527.60	
	EMERSON ELECTRIC CO	15,557	91.28	1,420,042.96	
	LENNOX INTERNATIONAL INC	5,393	316.11	1,704,781.23	
	MASTEC INC	16,693	91.29	1,523,903.97	
	OTIS WORLDWIDE CORP	28,529	85.25	2,432,097.25	
	OWENS CORNING	2,319	88.83	205,996.77	
	PARKER HANNIFIN CORP	9,664	311.89	3,014,104.96	
	SITEONE LANDSCAPE SUPPLY INC	2,529	230.44	582,782.76	
	STANLEY BLACK & DECKER INC	2,941	182.20	535,850.20	
	MANPOWERGROUP INC	3,259	95.48	311,169.32	
	REPUBLIC SERVICES INC	2,740	135.42	371,050.80	
	AMERCO	4,053	716.69	2,904,744.57	
	CSX CORP	146,337	36.79	5,383,738.23	
	KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	4,738	58.95	279,305.10	
	NORFOLK SOUTHERN CORP	16,204	287.53	4,659,136.12	
	UNION PACIFIC CORP	829	245.64	203,635.56	
	FORD MOTOR CO	320,866	20.25	6,497,536.50	
	GENERAL MOTORS CO	84,788	56.91	4,825,285.08	
	TESLA INC	8,247	1,067.00	8,799,549.00	
	DR HORTON INC	7,781	104.92	816,382.52	
	PULTEGROUP INC	11,977	54.65	654,543.05	
	BOYD GAMING CORP	1,076	64.68	69,595.68	
	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	429	1,748.67	750,179.43	
	CHOICE HOTELS INTL INC	3,566	152.66	544,385.56	
	HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	1,816	154.71	280,953.36	L

NT 14	A4.1=	14 15 16	評価額		
通貨	銘柄	株式数	単価	金額	備考
	MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	8,144	165.19	1,345,307.36	
	MARRIOTT VACATIONS WORLD	10,283	166.54	1,712,530.82	
	WYNDHAM HOTELS & RESORTS INC	32,583	88.31	2,877,404.73	
	ALPHABET INC-CL A	3,994	2,938.33	11,735,690.02	
	ALPHABET INC-CL C	3,604	2,942.85	10,606,031.40	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	5,437	648.30	3,524,807.10	
	META PLATFORMS INC	37,813	335.24	12,676,430.12	
	OMNICOM GROUP	47,900	72.19	3,457,901.00	
	ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC-A	14,269	65.72	937,758.68	
	AMAZON.COM INC	2,885	3,421.37	9,870,652.45	
	AUTONATION INC	9,091	112.12	1,019,282.92	
	DICK'S SPORTING GOODS INC	22,554	103.94	2,344,262.76	
	EBAY INC	9,983	64.89	647,796.87	
	LKQ CORP	41,028	57.73	2,368,546.44	
	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	4,315	679.42	2,931,697.30	
	WALMART INC	8,215	139.49	1,145,910.35	
	ALTRIA GROUP INC	25,738	46.70	1,201,964.60	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	75,655	65.44	4,950,863.20	
	CAMPBELL SOUP CO	4,707	41.96	197,505.72	
	CONSTELLATION BRANDS INC-A	929	244.04	226,713.16	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	21,202	64.94	1,376,857.88	
	MONSTER BEVERAGE CORP	23,499	93.84	2,205,146.16	
	PEPSICO INC	1,804	169.78	306,283.12	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	37,913	92.93	3,523,255.09	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	8,079	82.79	668,860.41	
	ALIGN TECHNOLOGY INC	3,760	653.98	2,458,964.80	
	ANTHEM INC	5,323	455.71	2,425,744.33	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	63,805	42.72	2,725,749.60	
	CERNER CORP	14,125	91.84	1,297,240.00	
	CIGNA CORP	17,118	225.89	3,866,785.02	
	HCA HEALTHCARE INC	22,431	252.05	5,653,733.55	
	HOLOGIC INC	13,753	76.12	1,046,878.36	
	MOLINA HEALTHCARE INC	14,652	316.73	4,640,727.96	
	TELEFLEX INC	1,081	327.38	353,897.78	

.= //-		1.1 15.164	評価額		
通貨 	銘柄	株式数	単価	金額	備考
	UNITEDHEALTH GROUP INC	780	495.38	386,396.40	
	ABBVIE INC	60,269	133.09	8,021,201.21	
	AMGEN INC	268	223.79	59,975.72	
	BIOGEN INC	12,413	235.41	2,922,144.33	
	BRUKER CORP	4,422	80.28	354,998.16	
	GILEAD SCIENCES INC	81,230	72.48	5,887,550.40	
	IQVIA HOLDINGS INC	20,389	278.01	5,668,345.89	
	JOHNSON & JOHNSON	42,874	168.25	7,213,550.50	
	METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	3,157	1,626.23	5,134,008.11	
	MODERNA INC	2,952	249.99	737,970.48	
	PERRIGO CO PLC	26,763	39.54	1,058,209.02	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	1,072	650.70	697,550.40	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	9,825	223.45	2,195,396.25	
	ZOETIS INC	2,470	242.51	598,999.70	
	CITIGROUP INC	34,054	60.21	2,050,391.34	
	CITIZENS FINANCIAL GROUP	75,984	46.63	3,543,133.92	
	KEYCORP	191,665	22.74	4,358,462.10	
	PACWEST BANCORP	7,120	44.19	314,632.80	
	ALLY FINANCIAL INC	63,954	47.58	3,042,931.32	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	35,864	145.10	5,203,866.40	
	CME GROUP INC	972	228.96	222,549.12	
	EVERCORE INC - A	3,372	135.71	457,614.12	
	RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	13,091	99.40	1,301,245.40	
	S&P GLOBAL INC	12,381	473.74	5,865,374.94	
	SYNCHRONY FINANCIAL	90,139	46.16	4,160,816.24	
	T ROWE PRICE GROUP INC	1,343	195.29	262,274.47	
	VOYA FINANCIAL INC	31,303	67.57	2,115,143.71	
	ARCH CAPITAL GROUP LTD	82,715	43.48	3,596,448.20	
	CHUBB LTD	27,713	190.64	5,283,206.32	
	GLOBE LIFE INC	13,394	92.70	1,241,623.80	
	MARSH & MCLENNAN COS	33,157	170.57	5,655,589.49	
	METLIFE INC	18,070	61.78	1,116,364.60	
	REINSURANCE GROUP OF AMERICA	4,215	109.44	461,289.60	
	ACCENTURE PLC-CL A	4,766	403.31	1,922,175.46	

N7.45	AAIT	14 15 864		評価額	
通貨	銘柄	株式数	単価	金額	備考
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	63,891	86.29	5,513,154.39	
	DOCUSIGN INC	10,185	157.01	1,599,146.85	
	DXC TECHNOLOGY CO	9,800	32.57	319,186.00	
	EPAM SYSTEMS INC	3,584	663.08	2,376,478.72	
	FAIR ISAAC CORP	1,888	435.10	821,468.80	
	FIDELITY NATIONAL INFORMATION SERVICES	3,586	109.05	391,053.30	
	FORTINET INC	15,750	349.02	5,497,065.00	
	GARTNER INC	15,480	325.53	5,039,204.40	
	HUBSPOT INC	5,168	675.00	3,488,400.00	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	11,856	130.63	1,548,749.28	
	INTUIT INC	11,108	635.71	7,061,466.68	
	MICROSOFT CORP	53,786	334.69	18,001,636.34	
	MONGODB INC	3,610	551.11	1,989,507.10	
	OKTA INC	9,191	228.31	2,098,397.21	
	PALO ALTO NETWORKS INC	10,147	561.78	5,700,381.66	
	PAYPAL HOLDINGS INC	31,349	192.01	6,019,321.49	
	SALESFORCE.COM INC	7,792	253.14	1,972,466.88	
	SERVICENOW INC	9,153	648.57	5,936,361.21	
	SNOWFLAKE INC-CLASS A	4,693	349.22	1,638,889.46	
	SYNOPSYS INC	2,135	366.15	781,730.25	
	VERISIGN INC	21,049	249.64	5,254,672.36	
	VMWARE INC-CLASS A	42,973	116.89	5,023,113.97	
	WESTERN UNION CO	29,613	17.80	527,111.40	
	ZSCALER INC	1,907	323.00	615,961.00	
	APPLE INC	99,847	176.28	17,601,029.16	
	DELL TECHNOLOGIES -C	26,028	55.88	1,454,444.64	
	HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	16,435	15.76	259,015.60	
	NETAPP INC	8,318	90.63	753,860.34	
	WESTERN DIGITAL CORP	45,060	61.20	2,757,672.00	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	19,032	86.52	1,646,648.64	
	CMS ENERGY CORP	52,959	63.52	3,363,955.68	
	NEXTERA ENERGY INC	28,977	90.70	2,628,213.90	
	NRG ENERGY INC	17,670	42.20	745,674.00	
	APPLIED MATERIALS INC	11,066	155.49	1,720,652.34	

)F 46	AFIT	Lat. 15 Met.		評価額	,
通貨	銘柄	株式数	単価	金額	備考
	NVIDIA CORP	23,808	296.40	7,056,691.20	
	ON SEMICONDUCTOR CORP	16,587	66.76	1,107,348.12	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	16,093	187.40	3,015,828.20	
小計				409,571,103.47	
				(46,863,125,659)	
カナダドル	CANADIAN NATL RAILWAY CO	5,000	156.66	783,300.00	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	55,900	102.05	5,704,595.00	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	44,300	52.80	2,339,040.00	
	UNI-SELECT INC	19,000	25.23	479,370.00	
	EMPIRE CO LTD 'A'	49,900	38.86	1,939,114.00	
小計				11,245,419.00	
				(1,003,878,554)	
ユーロ	REPSOL SA	197,094	10.37	2,044,653.15	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	13,110	19.43	254,832.18	
	COVESTRO AG	9,684	52.66	509,959.44	
	BRENNTAG SE	18,024	77.52	1,397,220.48	
	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	41,975	60.70	2,547,882.50	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	32,499	170.50	5,541,079.50	
	DEUTSCHE POST AG-REG	85,446	55.02	4,701,238.92	
	STELLANTIS NV	278,541	16.59	4,623,223.51	
	VOLKSWAGEN AG-PREF	10,993	176.90	1,944,661.70	
	HERMES INTERNATIONAL	81	1,530.50	123,970.50	
	KERING	6,569	687.00	4,512,903.00	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	3,302	717.40	2,368,854.80	
	PUBLICIS GROUPE	19,842	59.00	1,170,678.00	
	DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	62,916	12.74	801,549.84	
	PERNOD RICARD SA	7,078	211.10	1,494,165.80	
	SIEMENS HEALTHINEERS AG	38,252	65.66	2,511,626.32	
	EUROFINS SCIENTIFIC	39,945	108.70	4,342,021.50	
	MERCK KGAA	21,621	225.20	4,869,049.20	
	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	3,458	467.70	1,617,306.60	
	DASSAULT SYSTEMES SE	11,883	52.69	626,115.27	
	E.ON SE	388,843	12.06	4,689,446.58	
	ASM INTERNATIONAL NV	11,659	382.80	4,463,065.20	

\T7.45		Ld Date		評価額	
通貨	銘柄	株式数	単価	金額	備考
	ASML HOLDING NV	10,199	702.90	7,168,877.10	
	STMICROELECTRONICS NV	8,623	42.94	370,271.62	
小計				64,694,652.71	
				(8,374,075,846)	
英ポンド	ANGLO AMERICAN PLC	79,794	30.40	2,426,136.57	
	BHP GROUP PLC	89,377	21.79	1,947,524.83	
	GLENCORE PLC	265,111	3.73	988,864.03	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	50,020	27.50	1,375,550.00	
	IMPERIAL BRANDS PLC	38,779	16.12	625,117.48	
小計				7,363,192.91	
				(1,128,188,417)	
スイスフラン	ABB LTD-REG	112,025	34.63	3,879,425.75	
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	14,966	290.10	4,341,636.60	
	LONZA GROUP AG-REG	73	749.40	54,706.20	
	TECAN GROUP AG-REG	1,919	550.50	1,056,409.50	
小計				9,332,178.05	
				(1,161,389,558)	
スウェーデンクローナ	LUNDIN ENERGY AB	8,411	325.40	2,736,939.40	
	VOLVO AB-B SHS	24,169	207.80	5,022,318.20	
	SWEDISH MATCH AB	71,636	70.70	5,064,665.20	
	NORDEA BANK ABP	54,562	108.16	5,901,425.92	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	9,477	284.60	2,697,154.20	
	INVESTOR AB-A SHS	76,290	230.80	17,607,732.00	
	INVESTOR AB-B SHS	100,323	221.20	22,191,447.60	
	ERICSSON LM-B SHS	49,710	98.60	4,901,406.00	
小計				66,123,088.52	
				(829,183,530)	
ノルウェークローネ	AKER BP ASA	98,173	277.60	27,252,824.80	
	EQUINOR ASA	28,575	243.40	6,955,155.00	
	NORSK HYDRO ASA	201,349	70.92	14,279,671.08	
	GOLDEN OCEAN GROUP LTD	13,916	76.20	1,060,399.20	
	WALLENIUS WILHELMSEN ASA	27,176	47.88	1,301,186.88	
	NORDIC SEMICONDUCTOR ASA	19,753	286.40	5,657,259.20	
小計				56,506,496.16	
				(730,628,995)	

				特別は対抗の自(り回)		
 通貨	a 銘柄	株式数		評価額	 備考	
			単価	金額		
デンマーククローネ	AP MOELLER-MAERSK A/S-A	680	21,220.00	14,429,600.00		
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	908	22,780.00	20,684,240.00		
小計				35,113,840.00		
				(611,331,954)		
オーストラリアドル	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	20,169	30.10	607,086.90		
	MINERAL RESOURCES LTD	75,088	54.99	4,129,089.12		
	WOOLWORTHS GROUP LTD	11,691	37.71	440,867.61		
	TREASURY WINE ESTATES LTD	543,470	12.20	6,630,334.00		
	AUST AND NZ BANKING GROUP	231,404	27.46	6,354,353.84		
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	20,249	100.63	2,037,656.87		
	TELSTRA CORP LTD	1,594,243	4.15	6,616,108.45		
小計				26,815,496.79		
				(2,216,837,119)		
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	144,500	49.70	7,181,650.00		
	PRADA S.P.A.	69,600	47.35	3,295,560.00		
	AIA GROUP LTD	153,800	78.80	12,119,440.00		
小計				22,596,650.00		
				(331,492,855)		
シンガポールドル	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	340,700	11.34	3,863,538.00		
小計				3,863,538.00		
				(325,734,888)		
合計				63,575,867,375		
				(63,575,867,375)		

⁽注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

^{2.}合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

(イ)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	102,521	4,354,066.87	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	9,726	1,687,363.74	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	41,761	3,544,256.07	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	74,615	4,776,106.15	
		INVITATION HOMES INC	87,766	3,857,315.70	
		LAMAR ADVERTISING CO-A	1,597	188,973.01	
		WEYERHAEUSER CO	19,409	749,963.76	
	小計			19,158,045.30	
	ופֿיני			(2,192,063,543)	
	合計			2,192,063,543	
				(2,192,063,543)	

- (注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 - 2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	組入投資証券時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 137銘柄	95.5%	-	
	投資証券 7銘柄	-	4.5%	74.6%
カナダドル	株式 5 銘柄	100.0%	1	1.5%
ユーロ	株式 24銘柄	100.0%	1	12.7%
英ポンド	株式 5 銘柄	100.0%	ı	1.7%
スイスフラン	株式 4 銘柄	100.0%	1	1.8%
スウェーデンクローナ	株式 8 銘柄	100.0%	1	1.3%
ノルウェークローネ	株式 6 銘柄	100.0%	-	1.1%
デンマーククローネ	株式 2 銘柄	100.0%	ı	0.9%
オーストラリアドル	株式 7銘柄	100.0%	•	3.4%
香港ドル	株式 3 銘柄	100.0%		0.5%
シンガポールドル	株式 1 銘柄	100.0%	1	0.5%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

^{「(}デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2021年12月30日現在)

資産総額 1,764,580,206円

負債総額 202,931円

純資産総額(-) 1,764,377,275円

発行済口数 1,134,334,591口

1口当たり純資産額(/) 1.5554円

参考情報

< コクサイ計量株式マザーファンド >

(2021年12月30日現在)

資産総額 68,092,157,553円

負債総額 149,271,102円

純資産総額(-) 67,942,886,451円

発行済口数 38,029,293,241口

1口当たり純資産額(/) 1.7866円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- a 受益権の名義書換え 該当事項はありません。
- b 受益者に対する特典 該当事項はありません。
- c 受益権の譲渡制限 該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗 することができません。
- d その他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

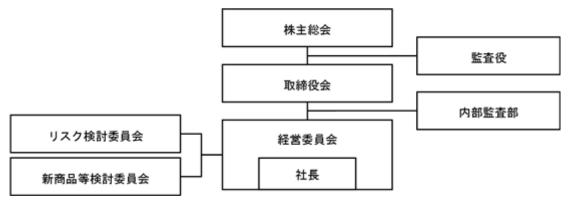
(1) 資本金の額(本書提出日現在)

資本金の額:金4億9,000万円 発行する株式の総数:8,000株 発行済株式の総数:6,400株

最近5年間における主な資本の額の増減:該当事項はありません。

(2)委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します(取締役会の専権事項を除きます。)。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため(議決権行使に関する方針を含みます。)、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の分配方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、運用投資戦略部、オルタナティブ・インベストメンツ・アンド・マネージャー・セレクション部、マルチプロダクト・ファンド部、スチュワードシップ責任推進部およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門のリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用部門のポートフォリオ・マネジメント・チームの 構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を 行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。 委託会社の運用するファンド

2022年1月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです(親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	119	3,378,610,372,717
単位型株式投資信託	3	93,496,344,619
合計	122	3,472,106,717,336

3【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下 「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38 号)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第 52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度(2020年1月1日から2020年12月 31日まで)の財務諸表について、PWCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。また、金融商品取 引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度の中間会計期間(2021年1月1日から2021年6月30日ま で)の中間財務諸表について、Р w C あらた有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別		(2019 [£]	第25期 ∓12月31日現在)	第26期 (2020年12月31日現在)			
			資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比	
		千円	千円	%	千円	千円	%	
流動資産								
現金・預金			11,715,344			3,988,117		
短期貸付金			6,000,000			13,342,808		
支払委託金			18			12		
収益分配金		18			12			
前払費用			107,249			230,502		
未収委託者報酬			2,145,881			3,968,522		
未収運用受託報酬			2,044,425			1,971,086		
未収収益			223,770			10,811		
その他流動資産			1,722			475		
流動資産計			22,238,411	90.3		23,512,335	90.2	
固定資産								
無形固定資産			411,424			373,458		
ソフトウェア		411,424			373,458			
投資その他の資産			1,985,685			2,184,808		
投資有価証券		630,249			622,207			
長期差入保証金		52,689			48,548			
繰延税金資産		1,168,588			1,315,564			
その他の投資等		134,158			198,487			
固定資産計			2,397,109	9.7		2,558,266	9.8	
資産合計			24,635,521	100.0		26,070,602	100.0	

期別		(2019 1	第25期 ∓12月31日現在	()	(2020年	第26期 ∓12月31日現在)
			負債の部				-
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			97,107			99,229	
未払金			2,155,923			3,013,716	
未払収益分配金		152			158		
未払手数料		766,147			1,640,148		
その他未払金		1,389,622			1,373,409		
未払費用	* 1		2,471,414			2,986,919	
一年内返済予定の関係会社 長期借入金			-			4,000,000	
未払法人税等			864,902			861,944	
未払消費税等			236,987			605,302	
その他流動負債			191,149			195,869	
流動負債計			6,017,484	24.4		11,762,981	45.1
固定負債							
関係会社長期借入金			4,000,000			2,000,000	
退職給付引当金			296,824			382,052	
長期未払費用	* 1		1,282,291			1,228,851	
固定負債計			5,579,116	22.6		3,610,904	13.9
負債合計			11,596,600	47.1		15,373,885	59.0

							·	
期別		(2019 [£]	第25期 F12月31日現在)	第26期 (2020年12月31日現在)			
		紅	直資産の部					
科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比	
		千円	千円	%	千円	千円	%	
株主資本								
資本金			490,000			490,000		
資本剰余金			390,000			390,000		
資本準備金		390,000			390,000			
利益剰余金			12,076,885			9,731,934		
その他利益剰余金		12,076,885			9,731,934			
繰越利益剰余金		12,076,885			9,731,934			
株主資本合計			12,956,885	52.6		10,611,934	40.7	
評価・換算差額等								
その他有価証券評価差額金		82,035			84,781			
評価・換算差額等合計			82,035	0.3		84,781	0.3	
純資産合計			13,038,920	52.9		10,696,716	41.0	
負債・純資産合計			24,635,521	100.0		26,070,602	100.0	

(2)【損益計算書】

		期別		自 2 至 2	第25期 019年1月1日 019年12月31日			第26期 020年1月1日 020年12月31日	
		科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		営業収益		千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬			21,024,391			26,069,145	
		運用受託報酬	* 2		7,649,897			8,163,247	
		その他営業収益	* 2		5,712,670			4,447,923	
		営業収益計			34,386,959	100.0		38,680,316	100.0
		営業費用							
		支払手数料			9,544,012			11,918,306	
		広告宣伝費			98,312			91,343	
		調査費			8,497,716			11,053,082	
		委託調査費	* 2	8,497,716			11,053,082		
		委託計算費			252,211			289,006	
		営業雑経費			287,340			302,198	
		通信費		49,228			32,119		
		印刷費		200,098			226,826		
経	営業損益の	協会費		38,014			43,252		
常	損	営業費用計			18,679,593	54.3		23,653,937	61.2
担	益の	一般管理費							
経常損益の部	部	給料			6,869,382			6,981,708	
山山		役員報酬		248,019			243,660		
		給料・手当		3,232,140			3,380,759		
		賞与		1,395,488			1,402,186		
		株式従業員報酬	* 1	596,764			619,783		
		その他の報酬		1,396,970			1,335,318		
		交際費			80,597			29,746	
		寄付金			60,014			225,048	
		旅費交通費			273,290			84,258	
		租税公課			141,828			133,009	
		不動産賃借料			130			-	
		退職給付費用			232,430			255,577	
		固定資産減価償却費			47,929			83,090	
		事務委託費			2,262,718			2,143,277	
		諸経費			795,990			857,945	
		一般管理費計			10,764,313	31.3		10,793,662	27.9
		営業利益			4,943,051	14.4		4,232,715	10.9

期別					第25期 019年1月1日 019年12月31日		第26期 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日			
	科目		注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比	
		営業外収益		千円	千円	%	千円	千円	%	
		収益分配金			25,950			26,010		
		受取利息			51,393			47,837		
		為替差益			-			21,365		
 	営	雑益			1,316			-		
経常損益の	営業外損益	営業外収益計			78,659	0.2		95,213	0.2	
損	損	営業外費用								
 の	益の	支払利息	* 2		29,264			37,135		
部	部	株式従業員報酬	* 1 * 2		484,091			248,579		
		為替差損			7,988			-		
		投資有価証券売却損			-			212		
		雑損			-			34		
		営業外費用計			521,344	1.5		285,961	0.7	
		経常利益			4,500,367	13.1		4,041,967	10.4	
税	引前	当期純利益			4,500,367	13.1		4,041,967	10.4	
法	人科	は、住民税及び事業税			1,660,381	4.8		1,535,106	4.0	
法	人科	治等調整額			215,529	0.6		148,188	0.4	
当	期紅	i利益			3,055,515	8.9		2,655,049	6.9	

(3)【株主資本等変動計算書】

第25期 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)

(単位:千円)

				株主資本			評価・換	算差額等		
		資本剰余金		利益乗	利益剰余金					
	資本金	資本準備	資本剰余	その他利益 剰余金	利益剰余金	 株主資本合 計	その他有価証券評価が	評価・換 算差額等	純資産合計	
		金	金合計	繰越利益剰 余金	合計		価差額金	合計		
2019年1月1日残高	490,000	390,000	390,000	12,021,369	12,021,369	12,901,369	75,573	75,573	12,976,942	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当				3,000,000	3,000,000	3,000,000			3,000,000	
当期純利益				3,055,515	3,055,515	3,055,515			3,055,515	
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)							6,462	6,462	6,462	
事業年度中の変動額合 計	1	1	-	55,515	55,515	55,515	6,462	6,462	61,978	
2019年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	12,076,885	12,076,885	12,956,885	82,035	82,035	13,038,920	

第26期 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)

(単位:千円)

				株主資本			評価・換	算差額等		
		資本乗	余金	利益剰	制余金					
	資本金	資本準備	資本剰余	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本合 計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	純資産合計	
		金	金合計	繰越利益剰 余金	合計		左領立	口前		
2020年1月1日残高	490,000	390,000	390,000	12,076,885	12,076,885	12,956,885	82,035	82,035	13,038,920	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当				5,000,000	5,000,000	5,000,000			5,000,000	
当期純利益				2,655,049	2,655,049	2,655,049			2,655,049	
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)							2,746	2,746	2,746	
事業年度中の変動額合 計	-	-	-	2,344,951	2,344,951	2,344,951	2,746	2,746	2,342,204	
2020年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	9,731,934	9,731,934	10,611,934	84,781	84,781	10,696,716	

重要な会計方針

	7 - W - / T
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法 	その他有価証券
	時価のあるもの
	時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価(移動平均法による原
	価法) ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法に
	よっております。
	時価のないもの
	移動平均法による原価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産
	無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用
	のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年)に基
	づく定額法によっております。
3 . 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金
	貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案
	し、回収不能見込額を計上しております。
	(2) 退職給付引当金
	│ 当社は確定拠出年金制度(DC)とキャッシュ・バランス型の年│
	金制度(CB)の2本立てからなる退職年金制度を採用しておりま
	す。また、当該CBには、一定の利回りを保証しており、これの将
	来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理
	方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差異は、各
	事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の
	年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌
	事業年度から費用処理しております。
	(3)金融商品取引責任準備金
	金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46
	条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。
4 . 収益および費用の計上基準	「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)を適用して
4. 収益のよび資用の引工率率	おります。
- この地野教学主作ばのための甘木とか	
5.その他財務諸表作成のための基本とな	(1)株式従業員報酬の会計処理方法
る重要な事項	役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サッ
	クス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準
	第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計
	基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の
	適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基
	ブき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費(一般管理
	費)として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サック
	ス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与
	日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益とし
	て処理しております。
	(2)消費税等の会計処理
	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっておりま
	す。

注記事項

(収益認識に関する注記)

定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

(収益認識に関する注記)	
第25期 (2019年12月31日現在)	第26期 (2020年12月31日現在)
当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託	同左
報酬およびその他営業収益を稼得しております。これら	
には成功報酬が含まれる場合があります。	
1.委託者報酬	
委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資	
産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬	
を投資信託によって月次、年4回、年2回もしくは年1	
回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり	
収益として認識しております。	
2 PUNCTION	
2. 運用受託報酬	
運用受託報酬は、対象顧客との投資ー任契約に基づき月 末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定し	
大船員産価額に対する た割占として認識され、確定し た報酬を対象口座によって年4回、年2回もしくは年1	
回受取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり	
収益として認識しております。また、当社の関係会社か	
ら受取る運用受託報酬は、関係会社との契約で定められ	
た算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。	
3.その他営業収益	
関係会社からの振替収益は、当社の関係会社との契約で	
定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受取り	
ます。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファンド	
関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認	
識しております。	
4.成功報酬	
成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対	
する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその	
他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一	

(貸借対照表関係)

第25期	第26期		
(2019年12月31日現在)	(2020年12月31日現在)		
* 1 関係会社項目	* 1 関係会社項目		
関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれ	関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれ		
ております。	ております。		
固定負債 長期未払費用 1,255,929千円	流動負債 未払費用 1,440,736千円 固定負債 長期未払費用 1,203,974千円		

(損益計算書関係)

第25期 (自 2019年1月1 至 2019年12月31		第26期 (自 2020年1月 至 2020年12月		
* 1 株式従業員報酬		* 1 株式従業員報酬		
役員及び従業員に付与されて	おりますザ・ゴール	同左		
ドマン・サックス・グループ・	インク株式に係る報			
酬に関するものであり、当該株	式の株価及び付与さ			
れた株数に基づき算出し配賦さ	れております。			
* 2 関係会社項目		* 2 関係会社項目		
関係会社との取引に係るもの	が次のとおり含まれ	関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれ		
ております。		ております。		
営業収益		営業収益		
運用受託報酬	3,179,886千円	運用受託報酬	3,737,721千円	
その他営業収益	5,206,251千円	その他営業収益	4,103,810千円	
営業費用		営業費用		
委託調査費	8,497,716千円	委託調査費	11,053,082千円	
営業外費用		営業外費用		
株式従業員報酬	356,723千円	株式従業員報酬	235,480千円	
		支払利息	37,135千円	

(株主資本等変動計算書関係)

第25期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1 . 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	6,400	•	-	6,400

2.配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年 6 月11日 臨時株主総会	普通株式	3,000,000	468,750	2019年 6 月13日	2019年 6 月13日

第26期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	6,400	-	-	6,400

2.配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年12月15日 臨時株主総会	普通株式	5,000,000	781,250	2020年12月17日	2020年12月17日

(リース取引関係)

第25期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	第26期 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項	同左
はありません。	

(金融商品関係)

第25期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる 業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短 期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。な お、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券 は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債はその他未払金や一年 内返済予定の関係会社長期借入金であります。

金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権(当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等)に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、 当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。 第25期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	11,715,344	11,715,344	-
短期貸付金	6,000,000	6,000,000	-
未収委託者報酬	2,145,881	2,145,881	-
未収運用受託報酬	2,044,425	2,044,425	-
投資有価証券			
その他投資有価証券	630,249	630,249	-
その他未払金	1,389,622	1,389,622	-
関係会社長期借入金	4,000,000	4,000,000	-

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。一年内返済予定の関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位:千円)

						(1 1 1)
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
現金・預金	11,715,344	1	-	-	-	-
短期貸付金	6,000,000	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	2,145,881	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	2,044,425	-	-	-	-	-

長期借入金の返済予定額

(単位:千円)

						(+ 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	
関係会社長期借入金	-	4,000,000	-	-	-	-	

第26期 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債はその他未払金や関係会社長期借入金であります。

金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権(当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等)に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、 当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。 第26期 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,988,117	3,988,117	-
短期貸付金	13,342,808	13,342,808	-
未収委託者報酬	3,968,522	3,968,522	-
未収運用受託報酬	1,971,086	1,971,086	-
投資有価証券			
その他投資有価証券	622,207	622,207	-
その他未払金	1,373,409	1,373,409	-
関係会社長期借入金			
一年内返済予定の関係会 社長期借入金	4,000,000	4,000,000	-
関係会社長期借入金	2,000,000	2,000,000	-

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、 投資信託であり、直近の基準価額によっております。

一年内返済予定の関係会社長期借入金及び関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
現金・預金	3,988,117	-	-	-	-	-
短期貸付金	13,342,808	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	3,968,522	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,971,086	-	•	-	-	-

長期借入金の返済予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
一年内返済予定の関 係会社長期借入金	4,000,000	1	-	-	-	-
関係会社長期借入金	-	2,000,000	-	-	-	-

(有価証券関係)

第25期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日) 第26期 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1.その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価(千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資証券	512,000	630,249	118,249

1.その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価(千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資証券	500,000	622,207	122,207

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
13,788	240	453

(デリバティブ取引関係)

第25期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	第26期 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、	同左
該当事項はありません。	

(退職給付関係)

第25期	第26期		
(自 2019年1月1日	(自 2020年1月1日		
至 2019年12月31日)	至 2020年12月31日)		
1.採用している退職給付制度の概要	1.採用している退職給付制度の概要		
当社は確定拠出年金制度(DC)及びキャッシュ・	当社は確定拠出年金制度(DC)及びキャッシュ・		
バランス型年金制度(CB)を採用しております。	バランス型年金制度(CB)を採用しております。		
2.キャッシュ・バランス型年金制度	2.キャッシュ・バランス型年金制度		
(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表		
退職給付債務の期首残高 240,371 千円	退職給付債務の期首残高 308,325 千円		
勤務費用 126,047	勤務費用 116,203		
利息費用 408	利息費用 653		
数理計算上の差異の発生額 5,629	転籍 2,700		
退職給付の支払額 52,873	数理計算上の差異の発生額 9,846		
過去勤務費用の発生額 -	退職給付の支払額 38,017		
退職給付債務の期末残高 308,325	過去勤務費用の発生額 399,712		
(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表		
積立型制度の退職給付債務 308,325	積立型制度の退職給付債務 399,712		
未認識数理計算上の差異 11,500	未認識数理計算上の差異 17,659		
貸借対照表に計上された負債の額 296,824	貸借対照表に計上された負債の額 382,052		
(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 126,047 利息費用 408 数理計算上の差異の費用処理額 4,813 過去勤務債務の費用処理額 - 確定給付制度に係る退職給付費用 131,270	(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 116,203 利息費用 653 数理計算上の差異の費用処理額 3,688 過去勤務債務の費用処理額 - 在定給付制度に係る退職給付費用 120,544		
 (4)数理計算上の計算基礎に関する事項 割引率 0.21 %	(4)数理計算上の計算基礎に関する事項 割引率 0.40 %		
3.確定拠出制度	3.確定拠出制度		
当社の確定拠出制度への要拠出額は、84,950千円で	当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,589千円で		
あります。	あります。		

(税効果会計関係)

第25期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		第26期 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の	発生の主な原因別	1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の	発生の主な原因別	
内訳 		内訳		
繰延税金資産		繰延税金資産		
未払費用	203,110千円	未払費用	447,122千円	
退職給付引当金	90,887	退職給付引当金	116,984	
長期未払費用	341,499	長期未払費用	218,787	
無形固定資産	211,586	無形固定資産	213,147	
その他	357,717	その他	356,948	
小計	1,204,802	小計	1,352,990	
繰延税金資産合計	1,204,802	繰延税金資産合計	1,352,990	
繰延税金負債		繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	36,213	その他有価証券評価差額金	37,425	
小計	36,213	小計	37,425	
繰延税金負債合計	36,213	繰延税金負債合計	37,425	
繰延税金資産純額	1,168,588	繰延税金資産純額	1,315,564	
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後	の法人税等の負担	2.法定実効税率と税効果会計適用後	の法人税等の負担	
率との間に重要な差異があるとき	の、当該差異の原	率との間に重要な差異があるとき	の、当該差異の原	
因となった主要な項目別の内訳		因となった主要な項目別の内訳		
法定実効税率	30.62 %	法定実効税率	30.62 %	
(調整)		(調整)		
賞与等永久に損金に算入されない 項目	1.40 %	賞与等永久に損金に算入されない 項目	3.74 %	
その他	0.08 %	その他	0.05 %	
税効果会計適用後の法人税等の負 担率	32.11 %	税効果会計適用後の法人税等の負 担率	34.31 %	
3 . 法人税等の税率の変更による繰延	税金資産及び繰延	 3.法人税等の税率の変更による繰延	税金資産及び繰延 	
税金負債の金額の修正		税金負債の金額の修正		
該当事項はありません。		該当事項はありません。		

(セグメント情報等)

第25期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

「関連情報]

1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	21,024,391	7,649,897	5,712,670	34,386,959

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計
31,118,697	3,268,261	34,386,959

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第26期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	26,069,145	8,163,247	4,447,923	38,680,316

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計
34,853,688	3,826,628	38,680,316

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第25期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

親会社及び法人主要株主等

	種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
		ゴールドマ ン・サック	アメリカ					その他営業収 益	5,206,251		
	親会社	ス・アセッ ト・マネジ メント・エ	合衆国 ニュー ヨーク州	49 百万ドル	投資顧問業	被所有 間接 75%	投資助言(注1)	運用受託報酬	3,179,886		
-		ル・ピー						委託調査費	8,497,716		
		ザ・ゴール					資金援助			未払費用	579,843
	親会社	ァロン・ ドマン・ サックス・ グループ・	アメリカ 合衆国 ニュー	11,212 百万ドル	持株会社	被所有 間接 100%	(注2) 費用の振 替	営業外費用	385,987	長期未払 費用	1,255,929
		インク	ヨーク州				(注3) 株式報酬			関係会社 長期借入 金	4,000,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)価格その他の取引条件は、関係会社間の契約に基づき決定しております。
- (注2)借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2~2.5年であり、担保は差し入れておりません。
- (注3)価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
- 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第25期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

兄弟会社等

種類	 会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス証券株式 会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業		資金の調 達 (注1)	営業外収益	8,125	短期貸付金 未払費用	6,000,000 550,482
親会社の子会社	ゴールドマ ン・サック ス・ボール ディングス 有限会社	東京都港区	100 百万円	資産保有等		費用の振 替 (注2) 資産の保 有等	営業外費用	127,367		
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・バン ク・USA	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	8,000 百万ドル	銀行業		現金の保管	営業外収益	43,267	現金・預金	2,599,130
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・イン ターナショ ナル	英国 ロンドン	590 百万ドル	証券業		費用の振 替 (注2) 資産の保 有等			未払費用	280,705

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)価格その他の取引条件は、グループ会社間の契約に基づき決定しております。
- (注2)価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・

シー(未上場)

第26期 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	ゴールドマ ン・サック	アメリカ					その他営業収益	4,103,810		
親会社	ス・アセット・マネジメント・エル・ピー	合衆国 ニュー ヨーク州	49 百万ドル	投資顧問業	│被所有 │間接 75% │	投資助言 (注1)	運用受託報酬	3,737,721	未払費用	637,026
	<i>//</i> · C –						委託調査費	11,053,082		
									未払費用	803,710
親会社	ザ・ゴール ドマン・ サックス・ グループ・	アメリカ 合衆国 ニュー	11,212 百万ドル	持株会社	被所有 100%	資金援助 (注2) 費用の振 替	営業外費用	272,615	一年内返 済予定の 関係会社 長期借入 金	4,000,000
	インク	ヨーク州				(注3) 株式報酬			長期未払 費用	1,203,974
									関係会社 長期借入 金	2,000,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)価格その他の取引条件は、関係会社間の契約に基づき決定しております。
- (注2)借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2~2.5年であり、担保は差し入れておりません。
- (注3)価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
- 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第26期 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

兄弟会社等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会	ゴールドマン・サック	東京都港	83,616	金融商品取		資金の調 達	営業外収益	42,859	短期貸付 金	13,342,808
社	ス証券株式 会社	<u> </u>	百万円	引業		(注1)		,	未払費用	359,915
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・イン ターナショ ナル	英国 ロンドン	598 百万ドル	証券業		費用の振 替 (注2) 資産の保 有等			未払費用	306,046

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)価格その他の取引条件は、グループ会社間の契約に基づき決定しております。
- (注2)価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・

シー(未上場)

(1株当たり情報)

第25期 (自 2019年1月1 至 2019年12月3		第26期 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		
1 株当たり純資産額	2,037,331円36銭	 1株当たり純資産額	1,671,361円97銭	
1 株当たり当期純利益金額	477,424円33銭	 1株当たり当期純利益金額	414,851円50銭	
損益計算書上の当期純利益	3,055,515千円	 損益計算書上の当期純利益	2,655,049千円	
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	3,055,515千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,655,049千円	
差額	-	差額	-	
期中平均株式数		期中平均株式数		
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株	
なお、潜在株式調整後1株当たじいては、新株予約権付社債等潜在株		同左		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記	第27期中間会計其 (2021年 6 月30	
	番号	金額	構成比
(資産の部)		千円	%
流動資産			
現金・預金		4,742,537	
短期貸付金		16,777,481	
支払委託金		12	
前払費用		164,315	
未収委託者報酬		4,128,370	
未収運用受託報酬		1,305,450	
未収収益		57,278	
立替金		25,046	
流動資産計		27,200,493	89.0
固定資産			
無形固定資産			
ソフトウェア		357,947	
投資その他の資産			
投資有価証券		1,497,882	
長期差入保証金		45,962	
繰延税金資産		1,310,237	
その他の投資等		149,146	
投資その他の資産計		3,003,229	
固定資産計		3,361,177	11.0
資産合計		30,561,670	100.0

区分	注記番号	第27期中間会計期間末 (2021年 6 月30日)			
	田与	金額	構成比		
(負債の部)		千円	%		
流動負債					
一年内返済予定の関係会社長期借 入金		2,000,000			
預り金		101,641			
未払金		1,694,145			
未払費用		2,632,635			
未払法人税等		1,109,677			
未払消費税等	* 1	569,035			
賞与引当金		877,540			
その他		206,275			
流動負債計		9,190,951	30.1		
固定負債					
関係会社長期借入金		7,000,000			
退職給付引当金		442,170			
長期未払費用		1,270,346			
固定負債計		8,712,517	28.5		
負債合計		17,903,468	58.6		
(純資産の部)					
株主資本					
資本金		490,000			
資本剰余金					
資本準備金		390,000			
資本剰余金合計		390,000			
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		11,641,613			
利益剰余金合計		11,641,613			
株主資本合計		12,521,613	41.0		
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		136,587			
評価・換算差額等合計		136,587	0.4		
純資産合計		12,658,201	41.4		
負債・純資産合計		30,561,670	100.0		

(2) 中間損益計算書

区分	注記番号	第27期中間会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)		
		金額	百分比	
		千円	%	
自然 一				
委託者報酬		16,917,482		
運用受託報酬		5,416,075		
その他営業収益		2,386,086		
営業収益計		24,719,644	100.0	
営業費用及び一般管理費	* 1	21,116,872	85.4	
営業利益		3,602,771	14.6	
営業外収益	* 2	48,919	0.2	
営業外費用	* 3	734,797	3.0	
経常利益		2,916,894	11.8	
税引前中間純利益		2,916,894	11.8	
法人税、住民税及び事業税		1,024,757	4.1	
法人税等調整額		17,541	0.1	
中間純利益		1,909,678	7.7	

項目	第27期中間会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって中間貸借対照表価額とし、取得原価(移動平均法 による原価法)ないし償却原価との評価差額については全部純資 産直入法によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
2 . 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社 利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3 年)に基づく定額法によっております。
3 . 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案 し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員 に対する賞与の支給見込額のうち、当会計期間に帰属する額を計 上しています。 (3)退職給付引当金 当社は確定拠出年金制度(DC)とキャッシュ・バランス型の 年金制度(CB)の2本立てからなる退職年金制度を採用しております。また、当該CBには、一定の利回りを保証しており、これの将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4)金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。
4 . 収益および費用の計上基準	「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)を適用しております。
5.その他中間財務諸表作成のための重要な事項	(1)株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費(営業費用及び一般管理費)として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。 (2)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第27期中間会計期間末 (2021年 6 月30日)
* 1 消費税等の取扱い	控除対象の仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動
	負債に表示しております。

(中間損益計算書関係)

	項目		第27期中間会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)
* 1	減価償却実施額	無形固定資産	78,785千円
* 2	営業外収益のうち主要なもの	有価証券分配金 受取利息	30,278千円 18,549千円
* 3	営業外費用のうち主要なもの	 株式従業員報酬 	671,810千円

(リース取引関係)

第27期中間会計期間(自2021年1月1日 至2021年6月30日) 注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

(金融商品関係)

第27期中間会計期間(自2021年1月1日 至2021年6月30日)

金融商品の時価等に関する事項

2021年6月30日現在における中間貸借対照表計上額、中間貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	4,742,537	4,742,537	-
短期貸付金	16,777,481	16,777,481	-
未収委託者報酬	4,128,370	4,128,370	-
未収運用受託報酬	1,305,450	1,305,450	-
投資有価証券			
その他有価証券	1,497,882	1,497,882	-
一年内返済予定の関係会社 長期借入金	2,000,000	2,000,000	-
関係会社長期借入金	7,000,000	7,000,000	-

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資証券であり、直近の基準価額によっております。

一年内返済予定の関係会社長期借入金及び関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、 当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

第27期中間会計期間末 (2021年6月30日) その他有価証券で時価のあるもの

(単位:千円)

区分	種類	取得原価	中間貸借対照表 計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	投資証券	1,301,000	1,497,882	196,882
中間貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	-	-	-	-

(デリバティブ取引関係)

第27期中間会計期間(自2021年1月1日 至2021年6月30日) 当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第27期中間会計期間(自2021年1月1日 至2021年6月30日)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	16,917,482	5,416,075	2,386,086	24,719,644

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計
22,489,420	2,230,224	24,719,644

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第27期 中間会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)

1株当たり純資産額 1,977,843円96銭

1株当たり中間純利益金額

298,387円32銭

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。

(1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎)

中間損益計算書上の中間純利益 1,909,678千円

1株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益 1,909,678千円

期中平均株式数

普通株式 6,400株

(重要な後発事象)

第27期中間会計期間(自2021年1月1日 至2021年6月30日)該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社

名称	資本金の額 (2020年12月末日現在)	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (GSAMニューヨーク)	49百万米ドル (5,072百万円 1米ドル = 103.50円)	米国において、内外の有価証券等 に係る投資顧問業務およびその他 付帯関連する一切の業務を営んで います。

(2) 受託銀行

名称	資本金の額 (2021年3月末日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むととも に、金融機関の信託業務の兼営等に 関する法律(兼営法)に基づき信託 業務を営んでいます。

(3) 販売会社

名称	資本金の額 (2021年3月末日現在)	事業の内容
株式会社 SBI証券	48,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを
楽天証券株式会社	7,495百万円	提供しています。

2【関係業務の概要】

(1)投資顧問会社

本ファンドの投資顧問会社として、委託会社より債券および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行います。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資 に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 投資顧問会社

投資顧問会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

(3) 販売会社

該当事項はありません。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(E12457)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

第3【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下のとおりです。

2021年9月24日有価証券届出書2021年9月24日有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

2021年3月5日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐 々 木 貴 司

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 口 健 志

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ 適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や 会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年2月2日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和 田 涉 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 口 健 志業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」 に掲げられているGSビッグデータ・ストラテジー(外国株式)の2021年6月26日から2021年12月27日までの計算期 間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GSビッグデータ・ストラテジー(外国株式)の2021年12月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ 適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか 結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(E12457)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や 会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1)上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管 しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年9月6日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 洸 和 \blacksquare

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 山 口 健 志 業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状 況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2021年1月1日から2021年12月 31日までの第27期事業年度の中間会計期間(2021年1月1日から2021年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわ ち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準 拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日を もって終了する中間会計期間(2021年1月1日から2021年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示して いるものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監 査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人 は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上 の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断 している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を 作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成 し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切である かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関す る事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投 資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立 場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、 個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があ ると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業 的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表 示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を 行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管して おります。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。